

i 難病患者等見舞金の支給申請

県が認定する指定難病や特定疾患などの治療を受けている療養者に対する見舞金制度があります。

■対象

次の3つの要件を満たしていて、

①～④のいずれかの受給者証などの交付を受けている人

▼要件

- 市内在住で市内に住民登録がある
- 市の福祉手当などを受給していない(重度心身障害者等福祉手当を除く)
- 市民税非課税世帯に属している

▼受給者証などの種類

- ① 特定医療費(指定難病)受給者証
- ② 特定疾患医療受給者票
- ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ④ 先天性血液凝固因子障害等受給者証

■支給額 月額 5,000 円

※重度心身障害者等福祉手当受給者は月額 1,000 円

■持ち物

- 印鑑
- 県が発行する各受給者証など
- 療養者本人名義の振込先口座の確認ができるもの

問 社会福祉課 ☎(93) 4192

i 農地違反転用防止対策強化月間(7月～9月)

県では、毎年7～9月までの3か月間を「農地違反転用防止対策強化月間」と定め、パトロールを強化しています。不審な埋め立てなどを発見したときは、連絡をお願いします。

農地を別の用途で使用するときは

農地に建物を建てるなど、農地以外の用途に使用する場合は、農地転用の許可(市街化区域内では届出)が必要です。

また、農地を土砂埋め立てする場合にも一時転用の許可が必要となります。

許可なく転用したときは罰則が科せられる場合もありますので、必ず事前に問い合わせてください。

問 農業委員会 ☎(93) 6494

i ちば障害者等用駐車区画利用証制度



(表面)

(裏面)

障害者等用駐車区画の適正利用の促進を図るため、県内全域で行われる制度です。

障害者等用駐車区画を優先的に利用できる人に、申請に基づいて利用証を交付します。

詳しくは問い合わせてください。

■対象(具体的な基準は問い合わせてください)

- 身体障害者手帳所持者
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 難病患者
- 高齢者等(要介護1～5)
- 妊産婦(妊娠7か月～出産予定日から1年の者)
- けが人等(医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者)

問い合わせ先

●制度内容全般について
千葉県健康福祉指導課
☎043(223)3924

●申請について
社会福祉課 ☎(93) 4192

i 夏の交通安全運動

■期間 7月10日(土)～19日(月)

交差点 青でも左右 確認を



問 千葉県くらし安全推進課交通安全対策室 ☎043(223)2263

i 消火栓を使用した初期消火マニュアル

大規模な地震が発生したとき、火災による被害拡大を軽減することを目的に、区・自治会、自主防災組織が消火栓を活用した初期消火活動を行えるよう、初期消火マニュアルを作成しました。

詳しくは、市公式ホームページで確認するか、問い合わせてください。

消火栓を使用できる条件

- 専用資機材の購入
- 年1回以上の資機材を使用した初期消火訓練を行う(訓練を行う場合は、必ず消防職員の立会いが必要です。)

問 消防署 ☎(92) 1311

募 普通救命講習会 受講者募集

■日時 7月18日(日)
9:00～12:00
受付 8:30～

■場所 消防本部3階講堂

■対象 12歳以上で市内在住、在勤、在学いずれかの人

■定員 5人

■申込 7月11日(日)まで

問・申込先

消防署 ☎(92) 1311

i 危険物取扱者の保安講習

■日時 9月10日(金)
午前 給油取扱所で主に従事する人
午後 給油取扱所以外の施設で従事する人

■場所 成田国際文化会館
<成田市土屋303>

■費用 1人につき4,700円
(千葉県収入証紙を申請書に貼付)

■持ち物 受講日に危険物取扱者免状と受講票を持参してください。

■申込み

7月26日(月)～30日(金)
(8:30～12:00/13:00～17:15)

問・申込先 市危険物安全協会(市消防本部予防課内) ☎(92) 1313